

役員、評議員及び顧問の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人嬉泉（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条並びに第22条の規定に基づき、役員、評議員及び顧問の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とし、社会福祉法（昭和26年法律第45号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、理事のうち、法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 顧問とは、定款第22条に基づき置かれる者をいう。
- (6) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (7) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であつて、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給する。

- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。
- 3 常勤理事であつて、法人が開設又は運営する施設における職制上の地位を兼ねる者については、常勤職員に対する給与規程に基づいて支給されるものに限り、この規程による報酬等は支給しないものとする。
- 4 役員には、賞与を支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間1000万円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間30万円以内とする。
- 3 法人の常勤理事の報酬月額、別表「常勤理事俸給表」のうちから、評議員会の決議によって定めるものとする。
- 4 非常勤役員が会議に出席したときは、報酬として1日につき5,000円(当該金額は源泉及び復興特別所得税額を控除した後の金額とする)を支給する。また、非常勤役員が

この他に理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、1日につき5,000円を限度に支給することができる。

- 5 監事が理事会及び評議員会以外の日において、監査の業務または法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導にあたった場合は、1日につき30,000円(当該金額は源泉及び復興特別所得税額を控除した後の金額とする)を支給する。
- 6 評議員が会議に出席したときは、報酬として1日につき5,000円(当該金額は源泉及び復興特別所得税額を控除した後の金額とする)を支給する。ただし、評議員がこの他に理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、1日につき5,000円を限度に支給することができる。
- 7 顧問は、無報酬とする。

(費用弁償の支給)

第5条 法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 常勤理事には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は別に定める職員を対象とする給与規程に準ずる。
- 3 役員及び評議員には、理事会及び評議員会その他これらに類する会議に出席するため及び監査業務の実施のために出張に要する旅費等を支給することができる。

(報酬等の支給日)

第6条 常勤役員の報酬等は、毎月25日に支払うものとする。なお、支給日が金融機関の非営業日にあたるときは、翌営業日に支払うものとする。

- 2 非常勤役員及び評議員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、社会保険料、源泉徴収による所得税その他法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補 則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は平成29年6月20日から施行する。
- 2 社会福祉法人嬉泉役員等旅費規程は平成29年6月19日をもって廃止する。

別表 常勤理事俸給表

| 号 | 月額 (円) |
|---|---------|
| 1 | 200,000 |
| 2 | 300,000 |
| 3 | 400,000 |
| 4 | 500,000 |